都税徵収猶予額整理状況(令和元年度) 4

	区		分			(A)	予額		入 (B)		その	(C)	減額	徴 収 猶 予 (D) = (A)-	(B) - (C)
					税額		件 数	税を	頁	件 数	税額	Ę .	件 数	税額	件数
					-	千円	件	:	千円	件		千円	件	千円	件
平	成	30	年	度	19 312	109	1 591	17 623	748	851	193	, 454	320	1 494 907	420
令	和	元	年	度	19 155	051	1 885	17 179	906	747	245	020	379	1 730 125	759
— ş	般の徴収	双猶 予	(法15条	関係)	381	491	828	8 60	419	201	16	798	45	304 273	582
不 (治	動 去73条の25	産 5、27等、	取 得 法附則12		291	274	448	3	941	5	176	879	309	110 455	134
			法 人 事:の38の2、	,,, p=		-	-	-	-	-		-	-	-	-
特	別 当		保 有 602条、603			-	-	-	-	-		-	-	-	_
固			都 市 計 条の5 第7			-	-	-	-	-		-	-	-	_
自	動	車	取 得 (法	税 125条)	1	347	19)	189	2	1	159	17	-	-
自	動車	税環		能 割 164条)		351	8	3	-	-		122	4	228	4
軽	油	引	取 (法144第	税 ミの29)	18 480	588	582	17 115	357	539	50	062	4	1 315 168	39

- (備考) 1 この表は法人都民税・法人事業税に地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

 - 2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。 3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は調定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。
 - 4 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。

都税滞納処分の停止状況 (平成29~令和元年度)

(1) 滞納処分停止中の額(税目別)

										成	29	年	度	平	成	30	年	度	令	和	元	年	度
	区				分				税		額	件	数	税	1	額	件	数	税	名	額	件	数
総								計	6		千円 328	50	件 338	3		千円 653	39	件 487	3		千円 817	32	91
法	人		都		民			税	2	848	764	10	982	1	320	735	9	861	1	231	628	(9 21
都	民	税	-	利		子		割			-		-		400	-		-			-		
固	人		事		業			税			401		275			757		880			705		9
法	人		事		業			税			488	1	790			461	1	701			144		1 69
不	動	産		取		得		税		167	722		723		128	186		594		126	825		55
都	た		ば		٤			税			_		_			_		_			_		
自 動	車 取	得	税	(普	通	税)			191		4			32		1			203		
軽 油	引 取	税	į	(普	通	税)			_		_			_		_			_		
自	動				車			税		388	209	9	328		330	946	7	902		296	105	-	7 00
固定	資 産	税	•	都	市	計	画	税	1	058	157	26	217		680	409	18	328		484	570	13	3 4
特	別土		地		保	有		税			_		_			_		_			_		
事	業				所			税		16	223		16		12	128		12		4	637		
旧法に	よる税		助車		税 (目的	り税))			174		3			_		_			_		

- (備考) 1 この表は都民税個人分を含まない。
 - 2 平成21年度税制改正により、自動車取得税は目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することと された。
 - 3 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。自動 車税は自動車税種別割へ改称している。
 - 4 令和元年度分自動車税は自動車税、自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む値である。